

第5章 様式の確定とガイドラインの作成

1. 「ふくせん福祉用具サービス計画書（選定提案）」の様式の確定

第2章「ふくせん福祉用具サービス計画書（選定提案）」の様式の検討、第3章「ふくせん福祉用具サービス計画書（選定提案）」の検証、第4章「ふくせん福祉用具サービス計画書（選定提案）」の普及啓発を踏まえて、（選定提案）の様式を確定した。

(1) 「ふくせん福祉用具サービス計画書（選定提案）」の位置づけ

（選定提案）は、福祉用具専門相談員が利用者に対して福祉用具を提案するにあたり、貸与の候補となる福祉用具について、

- 「当該商品の全国平均貸与価格等の説明」
- 「機能や価格帯の異なる複数の商品の提示」

などにより具体的な機種を検討する際に用いることを想定した。

（選定提案）は、利用者から相談内容を聞き取った上で、候補となる福祉用具を利用者に提案、説明し、その過程を見える化することを目的として作成した。従って、（選定提案）は、「ふくせん福祉用具サービス計画書（基本情報）」（以下、「（基本情報）」という。）と「ふくせん福祉用具サービス計画書（利用計画）」（以下、「利用計画」という。）の間に位置づけられる。

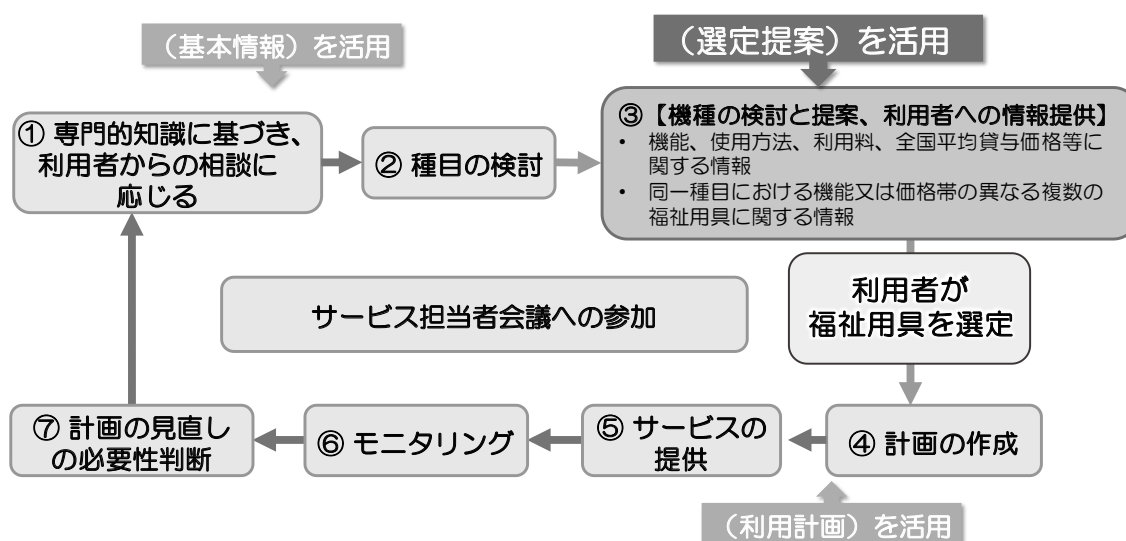
本会では、福祉用具貸与サービスの質の向上の観点から、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（以下、「運営基準」という。）に位置付けられた福祉用具貸与計画書に相当する様式として、「ふくせん福祉用具サービス計画書」として、（基本情報）、（選定提案）、（利用計画）の3つのシートを一体的に運用することを推奨する。

図表 5-1 「ふくせん福祉用具サービス計画書」の3つのシート

The figure displays three sheets of the 'Fukusen Welfare Equipment Service Plan Book' form, arranged horizontally from left to right. Each sheet is a complex form with various fields and sections. The first sheet is titled 'ふくせん 福祉用具サービス計画書 (基本情報)' and contains fields for personal information, contact details, and a table for '福祉用具の履歴' (Welfare Equipment History). The second sheet is titled 'ふくせん 福祉用具サービス計画書(選定提案)' and features a table for '貸与を提案する福祉用具' (Welfare Equipment Proposed for Lending) with columns for item name, model, and reasons for recommendation. The third sheet is titled 'ふくせん 福祉用具サービス計画書(利用計画)' and includes a table for '福祉用具レンタル履歴' (Welfare Equipment Rental History) with columns for item name, model, and rental dates. A large, semi-transparent box with the text '基本情報', '選定提案', and '利用計画' is overlaid on the respective sheets to identify them.

(選定提案)は、利用者に貸与しようとする福祉用具の種目の候補が決まった後で、具体的な提案品目(商品名)を検討する際に用いる。つまり、(選定提案)に記載されるのは、候補となる福祉用具を利用者に対して提案、説明を行う内容である。平成30年度の制度改正では、提案する種目(付属品含む)について、①候補となる福祉用具の全国平均貸与価格等を説明し、②機能や価格帯の異なる複数の福祉用具を提示することを義務付けていることから、①②に必要な事項を記載出来るようにした。

図表 5-2 福祉用具の支援プロセスにおける(選定提案)の位置づけ



(2) 「ふくせん福祉用具サービス計画書（選定提案）」の構成

a.（選定提案）を構成する項目

（選定提案）を構成する項目は下記の通りとした。具体的な様式は、別添資料 1 付録 2.に示す。

図表 5-3 記入項目と記入内容

項目名	記載内容
福祉用具が必要な理由	利用者からの相談内容、介護支援専門員からの依頼内容などを整理し、貸与する福祉用具を検討する根拠とする。
種目	13 種目の種目名を記載します。手すりや車いすなど、使用場所を区別する必要がある場合は、括弧内に記入する。
提案機種名（商品名）	候補となる福祉用具の機種名を記載する。
貸与価格（円）	当該の機種、事業所における貸与価格を記載する。
全国平均貸与価格	当該の機種、全国平均貸与価格を記載する。 全国平均貸与価格は、厚生労働省の提示する情報を用いる。
提案する理由	当該の機種が、貸与される福祉用具の候補として提案される理由を記載する。 記載する内容には、下記に挙げるような項目がある。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者が困っていることや、利用者の希望、利用者の状態を踏まえた、当該の福祉用具との整合 ・ 利用環境との整合を踏まえた機能等 ・ 留意事項等
説明方法	候補として挙げられた福祉用具の説明方法を記載する。 例として、カタログ、Web ページ、TAIS ページ、実物等がある。
採否	貸与が決定した機種を区別できるように印をつける。 例：○／×、✓

b. 「ふくせん福祉用具サービス計画書（選定提案）」を作成する際の考え方

（選定提案）を作成する際の考え方は、以下のとおりとした。

① 「福祉用具が必要な理由」

福祉用具専門相談員は、福祉用具に携わる専門職として、専門的知識に基づき相談に応じて、福祉用具が必要な理由を具体的に検討し、適切な福祉用具を提案する。可能な限り、その居宅において、有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及び、置かれている環境を踏まえ、福祉用具が必要な理由を明確にする。

② 「貸与を提案する福祉用具」種目、提案品目（商品名）、機種（型式）／TAIS コード

福祉用具専門相談員は、アセスメントの結果や、①の「福祉用具が必要な理由」を踏まえて、利用者に適した福祉用具の機種を複数挙げ、記載する。ここでは、①を踏まえて、利用者に貸与する福祉用具の種目を定めた後、具体的な機種を検討する。貸与しようとする福祉用具（種目）に対して、複数の商品の提示が必要である。

このため、他の専門職から機種について具体的な意見が示される場合であっても、他職種の意見も尊重しつつ、福祉用具専門相談員としての専門的知識に基づいて、利用者にとって適切と考えられる機種を提案する。

③ 「貸与を提案する福祉用具」貸与価格、全国平均貸与価格

福祉用具貸与価格は、保険給付における公定価格を定めず、現に要した費用の額により保険給付する仕組みとされているが、平成 30 年 10 月から全国平均貸与価格の公表や貸与価格の上限設定を行うこととなる。後者の、貸与価格の上限設定については、全国平均貸与価格に 1 標準偏差を加えることで算出される額が上限となる。従って全国平均貸与価格を上回っていても、上限設定の額以下であれば、貸与することができる。

ここでは、福祉用具専門相談員は、利用者が適切な福祉用具を選択できるよう、貸与価格や当該商品の全国平均貸与価格について説明する必要がある。貸与の候補となっている福祉用具について、必要に応じて上限設定の価格や最頻価格を示しながら、貸与価格に関して利用者に説明するとともに、福祉用具の機能に加えて、サービスの内容とそれに応じた価格等の、選択できる情報を提供しなければならない。

④ 「貸与を提案する福祉用具」提案する理由

提案する理由には、利用者に当該の機種を提案する理由を記載する。記載に当たっては、利用者の希望・困りごと、利用する環境などを踏まえた上で、なぜその機種が、「利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具」と考えるのかを整理し、他の候補となる機種との比較検討が可能となるよう機能や特徴の違いなどを明示する。

c.作成において注意が必要な場合

(選定提案)の作成において注意が必要な場合として、以下のとおり想定した。

① 付属品の扱い

車いす付属品、特殊寝台付属品についても、複数提案を行う。したがって、提案する福祉用具の種目に、付属品(特殊寝台付属品、車いす付属品)がある場合は、貸与の候補となる複数の機種を記入する。

本体(特殊寝台、車いす)によって、付属品が1機種に定まる場合には、本体の候補を複数提案し、これに対応する付属品をそれぞれ提示する。この場合は、本体に対応する付属品が1機種に定まっていることを、「提案する理由」に記入し、利用者にも説明する。

② 他に流通している商品が確認できない場合の扱い

他に流通している商品が確認できない場合^{注)}には、その旨を「提案する理由」に記入し、利用者に説明する。

なお、運営基準第二百二条には、「指定福祉用具貸与事業者は、利用者の身体の状態の多様性、変化等に対応することができるよう、できる限り多くの種類の福祉用具を取り扱うようにしなければならない。」と定められている。

(注) 自社の取り扱いがないということは含まない。

d.「ふくせん福祉用具サービス計画書(選定提案)」の運用

(選定提案)の運用については、以下のように想定した。

(選定提案)は、福祉用具専門相談員の記録のためだけに作成するものではなく、記載した内容、特に、「貸与を提案する福祉用具」について、種目、提案品目(商品名)、機種(形式)、TAISコードとその特徴、全国平均貸与価格、実際の貸与価格を、利用者に対して説明するためのものである。

全国平均貸与価格については、厚生労働省が公表するデータを用いて、貸与の候補となる福祉用具の全国平均貸与価格及び当該福祉用具の貸与価格を提示する。

貸与を提案する福祉用具の機種や特徴については、カタログやモバイル機器、実物等を利用して、各機種を貸与する福祉用具の候補とした理由を説明する。カタログやモバイル機器を用いて説明する際には、利用者や家族が後に確認できるように、カタログの頁数や型番号、WebページのURLなどを記入することが望ましい。

e.「ふくせん福祉用具サービス計画書(選定提案)」の説明、同意と交付

(選定提案)の利用者への説明、同意と交付については、以下のように想定した。

平成30年度の介護保険制度改正により、福祉用具貸与計画を作成した場合には、当該福祉用具貸与計画を利用者および当該利用者に係る介護支援専門員に交付しなければならないこ

ととなった。この改正に対応し、（利用計画）では、同意署名欄の記載を改めている（別添資料1付録3.参照）。

計画書を交付する際には、（利用計画）の内容（貸与する福祉用具の機種、選定理由、留意点等）について説明を行い、同意を確認する。この時に、（利用計画）の前段階で（選定提案）についても作成し、内容の説明を行ったことについて利用者の同意を得る。

同意が得られたら、利用者本人が（利用計画）の同意欄の□にレ点をつけ、同意を得た日付と利用者の署名をする。利用者が署名することが難しければ、家族等が代理で署名し、代筆者名とその続柄等を記載する。

また、介護者には、利用者が福祉用具を利用する際に見守る、介護者自身が福祉用具を操作するなどの場合があるため、説明時にはできる限り同席してもらう。

2. 「『ふくせん福祉用具サービス計画書（選定提案）』作成ガイドライン」の作成（選定提案）の作成にあたって留意すべき内容や考え方を整理した資料として、「『ふくせん福祉用具サービス計画書（選定提案）』作成ガイドライン」を作成した。

(1) ガイドラインのねらい

本ガイドラインでは、「ふくせん福祉用具サービス計画書（選定提案）」の作成と運用の方法を説明することを目的とした。平成 25 年度に作成した「平成 25 年度老人保健事業推進費等補助金 老人保健健康増進等事業 福祉用具専門相談員の質の向上に向けた調査研究事業 福祉用具サービス計画作成ガイドライン」を補完する内容と位置づけた（サービス提供に当たっての基本的な流れと考え方については、「福祉用具サービス計画作成ガイドライン」を参照）

本ガイドラインでは、福祉用具専門相談員が専門職として福祉用具の選定、提案を行う上での基本的な考え方や、「ふくせん福祉用具サービス計画書（選定提案）」の活用方法、記入上の留意点等、利用者への説明の方法、同意と交付の考え方等を示し、福祉用具に係るサービスのより一層の質の向上を図ることを目指した。

(2) ガイドラインの構成

本ガイドラインの構成は以下のとおりとした。

- | | |
|-------|--|
| 第 1 章 | 「ふくせん福祉用具サービス計画書（選定提案）」および本ガイドラインの位置づけ |
| | 1. 本ガイドラインの位置づけ |
| | 2. 福祉用具専門相談員の役割 |
| | 3. 「ふくせん福祉用具サービス計画書（選定提案）」とは何か |
| | 4. 「ふくせん福祉用具サービス計画書（選定提案）」の意義 |
| 第 2 章 | 「ふくせん福祉用具サービス計画書（選定提案）」の作成 |
| | 1. 「ふくせん福祉用具サービス計画書（選定提案）」の様式 |
| | 2. 記載方法 |
| 第 3 章 | 「ふくせん福祉用具サービス計画書（利用計画）」の同意と交付 |
| | 1. 同意と交付の位置づけ |
| | 2. 同意と交付について |